

前田さんの労働審判でも カット理由の詳細、答えず！

組合員の前田さんが平成13年夏のボーナスカットの不当性を訴えて申し立てた労働審判において、竹本さんの件でも明らかにしたように、会社が提出した内容には、注意指摘したとする「非違行為」10件の日付と事象を答えただけでその他の詳しいカット内容は明らかにしませんでした。

会社の「答弁書(2)」に書かれた10件のカット理由は、組合と会社が行った苦情処理会議で明らかにした10件と同じ内容であります。査定期間内に22件の非違行為があったという事と、月だけだったのが日にちと時間だけが増えただけでした。さらに「技能確認」時の事象まで含まれています。

これでは前田さんが訴えた内容「会社が、カットに至る基本協約を自分たちの都合のいいように利用している」＝「裁量権の濫用」を会社が否定したことにはなりません。

以下は、労働審判で明らかになったカット理由の回答です。

1. 平成24年10月12時5時43分頃、東京第二車両所にて、運転整備時、列車番号設定の時機を誤ったため、管理者が申立人に対して注意指導を行った。
2. 平成24年10月12日6時21分頃、上り列車、東京駅にて、BC圧力の確認を誤ったため、管理者が申立人に対して注意指導を行った。
3. 平成24年12月13日12時6分頃、退出点呼時、乗務報告書の記載に不備があったため、管理者が申立人に対して注意指導を行った。
4. 平成24年12月24日7時21分頃、上り列車、新大阪駅にて、スイッチ類の確認を失念したため、管理者が申立人に対して注意指導を行った。
5. 平成24年12月30日12時6分頃、退出点呼時、乗務報告書の記載に不備があったため、管理者が申立人に対して注意指導を行った。
6. 平成25年1月9日21時16分頃、乗務点呼時、徐行票の訂正を失念していたため、管理者が申立人に対して注意指導を行った。
7. 平成25年2月5日13時49分頃、上り列車、新大阪駅にて、ブレーキ試験を失念したため、管理者が申立人に対して注意指導を行った。
8. 平成25年2月5日13時49分頃、上り列車、名古屋駅にて、戸じめ表示灯の滅灯の確認を失念したため、管理者が申立人に対して注意指導を行った。
9. 平成25年2月18日13時21分頃、上り列車、新大阪駅にて、レバーサ転換を失念したため、管理者が申立人に対して注意指導を行った。
10. 平成25年3月24日18時10分頃、上り列車、新大阪駅にてドア閉扉時、移動禁止の表示の確認を失念したため、管理者が申立人に対して注意指導を行った。

乗務員のみなさん！

こんな理由がカットの理由にされています。どう思いますか！？